

やちよ農業交流センター利用の手引

1. 施設を利用しようとする場合は、「八千代市施設予約システム」から予約申し込みをしてください。
2. 初めて施設を利用する際は施設利用登録が必要です。「八千代市施設予約システム」の ID 番号と、身分証明証、団体の場合は活動内容のわかる会則、団体名簿、活動計画書、予算書等 会社の場合は登録した住所がわかる会社概要を印刷してご持参ください。
施設利用登録の際は審査に時間がかかります。(約 1 週間程度) ご利用日時までには時間に余裕をもってご来館ください。
3. 第 1 研修室・第 2 研修室・調理実習室については利用しようとする 2 か月前から「八千代市施設予約システム」から仮予約(申請)ができます。
4. 希望者にはマイク、プロジェクターを貸出ししています。マイクの貸出を希望の場合、第 1 研修室、第 2 研修室両方の予約をお願いいたします。
5. 仮予約(申請)内容につきましては、審査の後に承認します。施設側の承認をもって本予約となります。審査により利用できない場合もあります。
6. 本予約(施設側承認)後、利用日の 10 日前までに窓口にて利用料金の支払いをお願いします。利用許可書を発行します。但し、利用日の 10 日前から前日までの申込の場合は、「八千代市施設予約システム」にて仮予約(申請)をしましたら当センターまでご連絡を下さい。本予約となりましたら即日、窓口にて利用料金のお支払いをお願いします。
※本予約(施設側承認)後は、予約を取り消すこと(返金)はできません。
7. 利用できる時間は、第 1・第 2 研修室は午前 9 時から午後 7 時までといたします。
但し、調理実習室は、後片付け確認の為、午後 5 時までとさせていただきます。
8. 施設利用日当日の利用開始前には、管理事務所にお越し下さい。尚、施設利用後に「施設利用報告書」の提出をお願い致します。
9. 次の行為は禁止いたします。
 - ①許可なく備品、器具などを使用し移動すること
 - ②利用料の 100/100 上乗せの料金を支払わないで、営利目的または営利事業を援助するような運営の使用をすること。
 - ③許可なく物品等の展示、販売又はこれらに類する行為をすること。
 - ④研修室内で飲食、飲酒をすること。(但し、ペットボトル等の飲料水は許可致します。)
 - ⑤研修室内で火気を使用すること。
 - ⑥調理室で、調理研修、学習目的以外の利用をすること。
 - ⑦音楽や騒音若しくは他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

- ⑧運動を主とした利用をすること。
- ⑨施設及び付帯設備を損傷、汚損すること。施設の壁面、ガラス、壁への張り紙行為等。
- ⑩施設内での勧誘や布教活動
- ⑪利用の権利を第三者に譲渡または転貸しすること。
- ⑫申請時の利用内容と実際の利用内容が異なること。
- ⑬偽りその他不正な手段での利用許可申請
- ⑭反社会勢力に関係する利用。
- ⑮上記に定めるものの他、管理上必要な指示に反する行為。

- 10. 利用の際に生じたゴミ等は、全て持ち帰りをお願い致します。
- 11. 利用時間が終了する時、又は利用許可を取り消された時は速やかに利用前の原状に復旧してください。
- 12. 利用に係る事故等については利用者の責任と費用を持って解決をお願い致します。損害を与えた場合は、その損害の賠償をお願い致します。
- 13. 次の場合利用許可を取り消しさせて頂くことがあります。
 - ①管理上必要な指示に反する行為が認められた場合。
 - ②公用又は公共用に供するため必要を生じた場合。
- 14. 利用許可を取消した結果、損失を生じても市は補償等致しません。

令和6年4月1日
やちよ農業交流センター
八千代市島田2076番地
☎047-406-4778